

第 3 期江南市子ども・子育て支援事業計画の策定について

●市町村子ども・子育て支援事業計画

(1) 法的な位置づけ

子ども・子育て支援法の規定により、市町村は 5 年を一期とする教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるもの ※第 3 期：R7～R11 (R5・6 策定)

(2) 計画の内容

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」(平成 26 年内閣府告示第 159 号)

＜計画に記載する事項(基本的記載事項)＞

○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5 年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載

①教育・保育提供区域の設定

…保護者や子どもが居宅から容易に移動することができる区域として定めるもの。

②各年度における教育・保育の量の見込み

…幼稚園、保育園、認定子ども園などの需要(定員など)の見込みのこと。

③教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

…②の各年度の定員を記載

④地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

⑤地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

…地域子ども・子育て支援事業：市町村が地域の実情に応じて実施する事業で、情報提供や相談・助言などを行う「利用者支援事業」や「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業」、「延長保育」、「病児保育」、「放課後児童クラブ」等

⑥教育・保育の一体的な提供に関すること

…主に「認定こども園」の整備に関すること。

⑦施設等利用給付の円滑な実施に関すること

…幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となるサービスの利用について受ける必要がある認定で、市町村は、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、給付方法を検討するよう定めることとされている。

●子ども・子育て会議 所掌事務

①特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する審議

②特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する審議

③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定等に関する審議

④市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(年 2 回程度、令和 6 年度は 6 月・9 月・11 月・2 月の 4 回予定)

第3期江南市子ども・子育て支援事業計画骨子（案）

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 計画策定体制と経過

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

- 1 江南市の人口動態等の現状
- 2 保育サービス等の現状
- 3 アンケート調査結果からみた子育て家庭の状況
- 4 第2期計画の状況
- 5 第3期計画に向けた課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系

第4章 施策の展開

※新体系に基づく子ども・子育て関連施策展開を記載（今後検討）

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方
- 3 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
- 5 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の量の見込みと確保方策
- 6 児童虐待防止対策の充実
- 7 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の方策

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策の記載内容について

1 教育・保育提供区域の設定

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

必須記載事項

(1) 量の見込みの算出方法

内容：アンケート調査の結果をもとに国から示された標準的な算出方法に基づき、区分ごとの量の見込みを算出します。

・算出式

$$\text{①推計児童数} \times \text{②潜在家庭類型割合} \times \text{③利用意向率} = \text{量の見込み}$$

①計画期間中（令和7年度から令和11年度）の推計児童数

②父母の就労状況及び今後の意向によるタイプ別に分類

③潜在家庭類型ごとに、教育・保育事業等の利用意向率を算出

第2期計画からの変更点：近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込者数などをみると、1歳児と2歳児の保育ニーズに差異が見られることから、3号認定のうち1歳児と2歳児を分けて集計を行います。

(2) 推計児童数

内容：令和7年度から令和11年度までの0歳から11歳までの児童数を推計します。

(3) 家庭類型

内容：アンケート調査の結果から、父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFまでの8種類の類型化を行います。

タイプA：ひとり親家庭（母子または父子家庭）

タイプB：フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）

タイプC：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）

タイプC'：フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）

タイプD：専業主婦（夫）家庭

タイプE：パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）

タイプE'：パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）

タイプF：無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(4) 教育・保育の認定区分について

3 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園（認定こども園を含む）

(2) 保育園（認定こども園を含む）

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- (1) 延長保育事業
- (2) 子育て短期支援事業（ショートステイ）
第2期計画からの変更点：保護者等の利用希望の数値を利用意向算出時に使用し量の見込みを算出します。
- (3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
- (4) 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）
- (5) 一時預かり事業（保育所等における一時預かり）
- (6) 病児保育事業
- (7) ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）
- (8) 利用者支援事業
- (9) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- (10) 妊婦健康診査
- (11) 乳児家庭全戸訪問事業
- (12) 養育支援訪問事業
- (13) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

内容：家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業

量の見込みの算出方法

$$\boxed{\text{①推計児童数}} \times \boxed{\text{②対象世帯数}} \div \boxed{\text{③全児童数}} \times \boxed{\text{④平均利用日数}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

- (14) 児童育成支援拠点事業【新規】

内容：家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業

量の見込みの算出方法

$$\boxed{\text{①推計児童数}} \times \boxed{\text{②対象児童数}} \div \boxed{\text{③6歳以上の児童数}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

- (15) 親子関係形成支援事業【新規】

内容：児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、講義、グループワーク、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業

量の見込みの算出方法

$$\boxed{\text{①推計児童数}} \times \boxed{\text{②対象世帯数}} \div \boxed{\text{③全児童数}} = \boxed{\text{量の見込み}}$$

5 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の量の見込みと確保方策

必須記載事項

「放課後児童対策パッケージ」を踏まえた、放課後児童対策の取組を記載します。

- (1) 放課後児童健全育成事業（学童保育）
- (2) 放課後子ども教室
- (3) 一体型又は連携型の放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の目標と具体的な方策
- (4) 放課後児童健全育成事業（学童保育）及び放課後子ども教室の実施に係る部局間の具体的な連携に関する方策
- (5) 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

6 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携及び相談体制の強化

7 教育・保育の一体的提供とその推進に関する体制の方策